

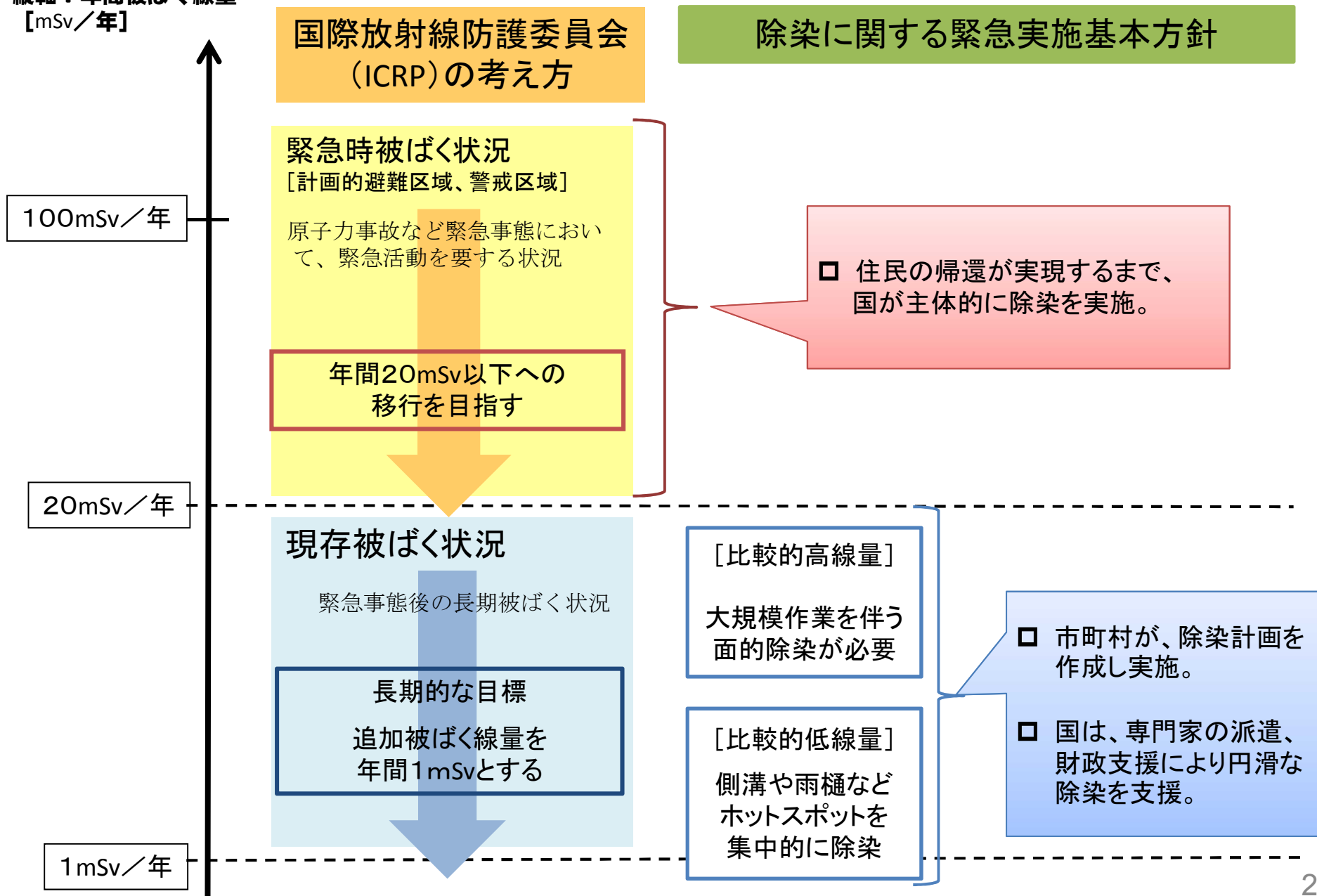
「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく 除染の推進について

平成23年9月

内閣府 原子力被災者生活支援チーム

除染実施に関する基本的考え方

縦軸：年間被ばく線量
[mSv/年]



除染実施における長期目標・暫定目標

除染に関する緊急実施基本方針(8月26日原子力災害対策本部決定)

- ① 国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年基本勧告などを踏まえ、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上(緊急時被ばく状況)にある地域の段階的かつ迅速な縮小を目指す。

長期的な目標

- ② 年間20ミリシーベルト以下(現存被ばく状況)にある地域では追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指す。

暫定目標

一般公衆

- ③ 具体的な目標として、2年後までに、一般公衆の推定年間被ばく線量の約50%減少を目指す。

- ・放射性物質の物理的減衰及び自然要因による減衰：2年で約40%
- ・除染による削減目標：約10%

子ども

- ④ また、子どもの生活環境を徹底的除染により、2年後までに、子どもの推定年間被ばく線量の約60%減少を目指す。

- ・放射性物質の物理的減衰及び自然要因による減衰：2年で約40%
- ・子どもの生活環境の除染による削減目標：約20%

- ⑤ 今後、詳細なモニタリング結果、子どもの実際の被ばく線量の実測調査、除染モデル事業等を通じ精査を重ね定期的に目標を見直し。

スケジュール(案)

	年間20ミリ超区域	年間1～20ミリ区域	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・12市町村(計画的避難区域、警戒区域)と調整開始 ・モデル事業実施場所の選定 ・モニタリング開始、実施計画策定 ・除染作業開始(手法の試行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村向け説明開始 ・専門家派遣支援開始 	緊急実施基本方針 で対応
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業実施(除染本格作業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画策定 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業実施(除染本格作業) <p style="text-align: center;">特別地域の指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による除染開始 <p style="text-align: center;">汚染状況重点調査地域の 指定</p>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・結果取りまとめ、検証 →ガイドラインに反映 		
年明け1月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・国の本格除染計画策定 ・国が本格除染開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による除染の継続 	特措法完全施行

予備費による事業の全体の流れ

